

大規模災害時に選挙の延期を可能とするための制度の見直しを求める意見書

選挙は、公平公正な手続の下、有権者が多様な選択肢の中から、自身のより良い暮らしを願って、自身の代弁者としてその思いを実現してくれる人々を選ぶために一票を投じるものである。そのためには、適正な候補者情報の提供と、それを基に判断する時間が必要である。大規模災害により甚大な被害を受けている最中においては、被災者は生活の復旧が最優先となり、候補者においても、政策を訴えることより被災者に寄り添うことが優先されるため、適正な選挙を行うことができる環境とは言い難い。

近年、被害が甚大で、中長期にわたり市民生活の復旧復興に当たらねばならない災害は各地で頻発しており、当該自治体は、その対応の基幹機能として多忙を極めることとなっている。自治体職員の労力にも限界があり、被災者の生活再建を優先し、多くの通常業務を優先付けて行う一方、同時進行で、選挙事務を公平公正に執行せねばならないことになれば、過度な負担から通常業務の遂行が滞る恐れがある。また、投票所や開票所となる公共施設も、防災計画で避難所あるいは被災者対応の拠点として位置付けられていることが多く、選挙の執行は困難を極めるものと想定される。

過去の災害では、平成7年の阪神・淡路大震災及び平成23年の東日本大震災において、国によって災害を指定した特例法によって、任期の延長と選挙の延期が行われた例があるが、いつ、大規模災害が起こるかわからない状況の中、各々の自治体で、被災状況に応じて速やかに対応することのできる制度とはなっていない。

よって、本市議会は、国に対し、大規模災害時における選挙の延期及び任期の延長を可能とするための制度の見直しを早急に行うよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年3月23日

春日市議会

(提出先)

内閣総理大臣

総務大臣